

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ)肺炎
  - ロ) 尿路感染症
  - ハ)帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、ひと月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
3. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事はできない。
4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 該当加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

所定疾患施設療養費算定状況					
年度		肺炎	尿路感染症	帯状疱疹	合計
平成24年度	件数	10	30	0	40
	日数	46	155	0	20
平成25年度	件数	9	17	0	26
	日数	38	75	0	113
平成26年度	件数	20	24	0	44
	日数	109	117	0	226
平成27年度	件数	10	12	0	22
	日数	46	59	0	105
平成28年度	件数	15	17	0	32
	日数	67	77	0	144
平成29年度	件数	3	31	0	34
	日数	9	141	0	150

H29年度 所定疾患施設療養費算定状況(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
	日数	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	4	0	9
尿路感染症	件数	2	6	5	0	0	0	4	4	3	4	1	2	31
	日数	14	21	20	0	0	0	11	27	14	20	4	10	141
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件数	2	6	6	0	0	0	4	4	4	4	2	2	34
	日数	14	21	21	0	0	0	11	27	18	20	8	10	150